

○武蔵村山市長期総合計画条例

令和2年12月22日条例第27号

武蔵村山市長期総合計画条例

(目的)

**第1条** この条例は、長期総合計画の位置付けを明らかにするとともに、長期総合計画の策定等に  
関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な行政運営に資することを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに  
よる。

- (1) 長期総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画により構成される本市の総合的かつ計画  
的な行政運営を図るための計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最上位の方針を示すもので、基本理念及び将来都市像を示  
した構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で体系化した施策を計画的に実施するための計画をいう。

(長期総合計画の位置付け)

**第3条** 長期総合計画は、本市の最上位の計画とし、各行政分野に関する計画の策定又は変更に当  
たっては、長期総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

**第4条** 市長は、基本構想及び基本計画の策定又は変更に当たっては、次条に規定する武蔵村山市  
長期総合計画審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(武蔵村山市長期総合計画審議会)

**第5条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、武蔵村山市長期総合  
計画審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関し必要な事項につい  
て調査及び審議をし、答申する。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員10人をもって組織する。
- 4 前3項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(議会の議決)

**第6条** 市長は、基本構想の策定又は変更に当たっては、議会の議決を経なければならない。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(武蔵村山市長期総合計画審議会条例の廃止)

2 武蔵村山市長期総合計画審議会条例（平成21年武蔵村山市条例第15号）は、廃止する。